

## 照会時の注意事項

## 1. 照会可能期間

※毎月データが蓄積され、過去2年分の照会が可能です。

	内 容	対 象
医療費のお知らせ	・平成30年7月診療分~ (医療機関・調剤薬局での自己負担額 等)	被保険者•被扶養者
支給決定通知書	・主に平成30年7月診療分以降に対する還付金 (高額療養費、付加給付費、各種補助金 等) ・個人からの申請に基づく各種給付金 (傷病手当金、療養費、出産育児一時金 等)	被保険者•被扶養者

## 2. データ更新時期

情報更新時には登録のアドレスにメールが届きます。

	更新時期
医療費のお知らせ 支給決定通知書	毎月10日頃

## 3. 「支給決定通知書」の還付額をご確認ください。

「高額療養費」「付加給付費」の支給がある方で次に該当する方は組合へお申出が必要です。

特定の病気に対して予防・治療を行うことを目的としたり、福祉向上を図ることを目的として、国あるいは都道府県、市区町村などが医療費を負担(助成)する制度があります。これを「公費負担」といいます。「公費負担」で医療を受けているにもかかわらず、健保組合から高額療養費などの還付が行われると、二重に給付を受けることになってしまいます。

このような「重複給付」が起こった場合、後日、被保険者に支給した還付金を返還していただく必要があります。 該当される場合は、当組合までご連絡をお願いいたします。

以上